

新旧対照表

改正前	改正後
<p>○大分市旅館業法施行条例</p> <p>平成24年12月17日</p> <p>条例第55号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平30条例18・一部改正）</p> <p>（社会教育施設等の指定）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち多数の児童の利用に供される施設で市長が指定するもの</p>	<p>○大分市旅館業法施行条例</p> <p>平成24年12月17日</p> <p>条例第55号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>（社会教育施設等の指定）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、法第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち多数の児童の利用に供される施設で市長が指定するもの</p>

2 市長は、前項第4号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。

(許可に際して市長が意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
(衛生の措置の基準)

第4条 法第4条第2項の規定により定める衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 建物の周囲、客室及び便所等は、常に清潔であること。
- (2) 客に使用させる寝具類は、常に清潔であること。
- (3) 客に使用させる浴衣その他の直接身体に触れる布類は、客1人ごとに取り替え、その都度洗濯すること。
- (4) 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、宿泊に支障のないよう適正に管理すること。

2 前項に規定するもののほか、複数の者が共同で使用する浴室(客室に付属するものを除く。以下「共同浴室」という。)の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

2 市長は、前項第4号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。

(許可に際して市長が意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、法第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
(衛生の措置の基準)

第4条 (略)

- (1) 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽（屋内のものに限る。）内の湯水をいう。以下同じ。）は、別表第1で定める基準に適合する湯水であること。
- (2) 浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。
- (3) 上がり用湯及び上がり用水は、常に清浄に保ち、かつ、十分な量を供給すること。
- (4) 打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。
- (5) 露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。
- (6) 原湯等を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）の生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること。
- (7) 浴槽水は、毎日（循環式浴槽（ろ過器等を通して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。）で毎日完全に換水しないものにあつては、1週間に1回以上）完全に換水し、浴槽を清掃すること。
- (8) 調節箱（洗い場の湯栓や及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。）は、生物膜の状況を監視し、1年に1回以上、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

- (9) シャワーは、少なくとも1週間に1回、内部の水が置き換わるように通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、1年に1回以上洗浄及び消毒を行うこと。
- (10) 図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること。
- (11) 浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。
- (12) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、規則で定めるところにより、原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水について別表第1の水質項目に係る水質検査を行い、その結果を市長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。
- (13) 営業者は、衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (14) 営業者は、水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、3年間保管すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとすること。
- ア 貯湯槽の原湯等の温度は、常に摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯等の消毒を行うこと。
- イ 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。

- ウ 浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。
- エ 浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度について毎日測定し、別表第2で定める基準に保つこと。ただし、これにより難しい場合で市長が認めるときは、この限りでない。
- オ 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、当該薬剤をろ過器の直前に投入すること。
- カ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- キ あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続しないこと。
- ク オーバーフロー還水管及び回収した湯水を貯留する回収槽（以下単に「回収槽」という。）の内部の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。
- ケ 水位計は、配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- コ 水位計配管は、1週間に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。
- サ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- シ 気泡発生装置等の内部における生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ス 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

セ 配管は、内部の湯水が完全に排水できるような構造とすること。

3 市長は、特別な設備の設置又は措置の実施等により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

4 市長は、第2項第12号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。

5 市長は、前項の規定による指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する営業の施設の名称及び所在地、営業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）並びにその講じない措置の内容を公表するものとする。

（平30条例18・令和2条例16・一部改正）

（宿泊を拒むことのできる事由）

第5条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 泥酔その他の理由で他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 宿泊中、他の宿泊者に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。
- (3) 宿泊者名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。

（構造設備の基準）

第6条 共同浴室の構造設備の基準については、大分市公衆浴場法施行条例（平成24年大分市条例第54号）第4条の規定を準用する。

（宿泊を拒むことのできる事由）

第5条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 泥酔その他の理由で他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 宿泊中、他の宿泊者に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。
- (3) 宿泊者名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。

（構造の基準）

第6条 （略）

(平28条例39・平30条例18・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日前に法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可の申請がなされた施設(同日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)までの間に共同浴室に係る施設の変更の申請がなされたものを除く。)の共同浴室であって、施行日において第4条第2項第4号及び第5号並びに第15号オ及びサの措置を講ずるのに必要な構造設備を備えていないものについては、これらの規定は適用しない。ただし、施行日以後に共同浴室に係る施設の変更の申請をする場合は、この限りでない。

(令和2条例16・旧第3項繰上・一部改正)

- 3 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている施設及び現に許可の申請がなされている施設の共同浴室の構造設備が第6条により準用する大分市公衆浴場法施行条例第4条の規定に適合しない場合は、第6条の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に共同浴室に係る施設の変更の申請をする場合は、この限りでない。

(平30条例18・一部改正、令和2条例16・旧第4項繰上・一部改正)

(大分市旅館業法施行条例の廃止)

- 4 大分市旅館業法施行条例(平成15年大分市条例第1号)は、廃止する。

(令和2条例16・旧第6項繰上)

附 則（平成28年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（大分市旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている施設については、第2条の規定による改正後の大分市旅館業法施行令第4条第2項第15号キ、ケ及びセの規定は、令和2年12月31日までの間は、適用しない。

別表第1（第4条関係）

（令2条例16・一部改正）

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

（施行期日）

1 この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

別表第2（第4条関係）

（令2条例16・全改）

項目	基準濃度（mg/l）
遊離残留塩素濃度	通常0.4、最高1.0
結合残留塩素濃度	3.0